

2013年6月20日

屋内外用の登録商品に関する注意

一般社団法人日本塗料工業会
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、当工業会ホルムアルデヒド自主管理審査委員会では、建築基準法で規制対象となる居室内の現場で施工する塗料(商品)を対象にして審査登録をしております。従いまして、屋外の現場で施工する塗料(商品)は自主管理審査登録の対象外としております。

屋内外用の商品につきましても、登録された商品は屋外用途で登録されたのではなく、あくまでも居室内の現場で施工する商品として登録をしております。

つきましては、「F☆☆☆☆」はシックハウス防止を目的とした居室内の現場で施工する商品に対する表示であることをご理解頂き、特に登録商品で屋内外用途の商品は居室内の現場施工する旨を明確に記載するとともに、あたかも対象外である屋外用途で「F☆☆☆☆」を取得していると誤解される又は行過ぎた表現（優良誤認となる可能性があります）をしないようご注意ください。

登録会社におかれましては、登録品に関するカタログ等の商品説明資料のほか、ホームページ掲載を含め、適切な記載がされているか今一度ご確認頂きますようお願い致します。

お手数をおかけしますが、ご理解頂き、今後とも登録商品の品質管理等を含めご協力を頂きますようお願い致します。

以上